

平成25年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[商標]

【問題Ⅰ】

商標法第1条の趣旨を簡潔に述べた上で、同条から導き出される商標権者の義務について説明し、それらの義務が果たされていない場合の商標権者が受ける可能性のある不利益について述べよ。

解答に際して、マドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

【50点】

【問題Ⅱ】

日本国内の地域ABC（注：ABCは地域の名称である）の多くの飲食店では、地元特産の牛肉を使った牛丼を「ABC牛丼」の名称で提供しており、また、「ABC牛丼」をパック入りにしてインターネットで販売したところ、好調な売れ行きである。地域ABCにおいて、「ABC牛丼」の提供及び販売促進のための団体甲が結成された。そこで、甲は、「ABC牛丼」の名称について、団体商標又は地域団体商標の商標登録を行いたいと考え、弁理士乙に商標登録出願の代理を依頼した。

この場合において、以下の各設問について答えよ。

解答に際して、マドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

1. 団体商標及び地域団体商標のそれぞれの制度趣旨について説明せよ。
2. 「ABC牛丼」の名称について、地域団体商標の商標登録出願を行うことにした場合、出願手続前に、乙が確認すべき事項について説明せよ。
3. 地域団体商標の商標登録出願をするにあたり、乙が「ABC牛丼」に関し事前に調査したところ、飲食店主の丙が所有する「牛丼の提供」を指定役務とするゴシック体の「ABC牛丼」の文字と図形からなる登録商標イがあることがわかった。役務「牛丼の提供」及び商品「牛丼」を指定役務・指定商品とする甲の地域団体商標「ABC牛丼」は、商標登録を受けることができるか否かについて理由を付して述べよ。

なお、丙の登録商標イには、無効の理由は存在しないものとする。また、役務「牛丼の提供」及び商品「牛丼」は類似しないものとする。

【50点】